

[事案 30-141] 災害死亡保険金支払請求

・平成 31 年 1 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

被保険者の死因は不慮の事故であるとして、災害死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が入院中に転落し、その後、嘔吐および誤嚥等を生じるなどした後、搬送先の別の病院で死亡したため、平成 23 年 12 月に契約した終身保険にもとづき災害死亡保険金を請求したところ、約款上の「不慮の事故」（急激かつ偶発的な外来の事故）には該当しないとして災害死亡保険金は支払われなかった。

しかし、複数の病院への搬送が繰り返されたことから被保険者の死亡原因が不明瞭となったのであり、保険会社は一連の事故（転落、嘔吐、誤嚥）が死亡に一切関係ないという医学的証拠を示していないのであるから、災害死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 死亡届等の記載によれば、被保険者の死亡原因は、感染症由来の敗血性ショックであると考えられることから、不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したとは言えず、約款所定の災害死亡保険金の支払理由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人側に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の死亡原因が約款所定の「不慮の事故」に該当するかどうかを審理判断するためには、被保険者の病態に関する客観的データを取得し、その各搬送先の病院の主治医を証人として、場合によっては鑑定も含めた厳格な証拠調べ手続きによることが必要不可欠であると考えられるものの、当審査会には、裁判所におけるような厳格な手続きは設けられていないため、裁定手続を打ち切ることとした。